

各委員を紹介

令和8年みどり市議会第2回定例会で市議会の同意を得て選任（任命）・選挙された各委員を紹介します。
 問総務課☎(76)0961



市 HP

教育委員会委員

任期：令和8年6月27日～令和12年6月26日



小屋 佳枝さん

監査委員

任期：令和8年6月14日～令和12年6月13日



須藤 修さん



井上 孝之さん

選挙管理委員会委員

任期：令和8年6月7日～令和12年6月6日



深津 昌晴さん



齋藤 由起子さん



関口 涉さん



金子 由佳里さん

《補充員》 永田 寛巳さん、石原 昇さん、関口 郁雄さん、小林 幹児さん

政治家は寄付を
しない！

政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも禁止

有権者は寄付を
求めない！

夏季は、お祭りやお中元を贈る機会などが多くなる季節です。政治家（候補者、候補者になるうとする人、現に公職にある人）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。



市 HP

問選挙管理委員会☎(76)0961

結婚祝*	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入	お祭りへの寄附・差入
町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入	みんなで徹底しよう 三 ない運動 贈らない 求めない 受け取らない これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。	落成式・開店祝等の花輪
病氣見舞		お歳暮・お年賀
入学祝・卒業祝	葬儀の花輪・供花	香典*

次の行為が禁止されています

- ①政治家の寄付
- ②政治家に対する寄付の勧誘・要求
- ③政治家の関係会社などからの寄付
- ④後援団体の寄付
- ⑤あいさつを目的とする有料広告
- ⑥年賀状などのあいさつ状
(答礼のための自筆によるものを除く)

↑総務省ホームページより抜粋

※政治家本人が結婚披露宴や葬儀などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、右の2次元コードから総務省ホームページなるほど！選挙「寄附の禁止」をご覧ください。



このうち①～⑤に違反して処罰されると、公民権停止（選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が停止）の対象となります。